

療養病床等から介護医療院への転換手続き等について

令和3年3月 栃木県保健福祉部高齢対策課介護サービス班

1. 介護医療院について

平成30年4月の介護保険法の改正により、新たな介護保険施設の一類型として創設された「介護医療院」は、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の機能と「生活施設」としての機能を併せ持ち、医療の提供を必要とする要介護者が長期に療養生活を送るための施設として制度設計されています。

新たな類型が創設された一方で、「介護療養型医療施設」（いわゆる「介護療養病床」）については、令和6(2024)年3月31日をもって介護保険施設としての類型が廃止されることとなっているため、現在指定を受けている介護療養型医療施設は、介護医療院等の他の施設に転換する必要があります。

2. 「転換」と「新設」について

介護医療院は介護保険施設の一類型であるため、市町村の介護保険事業計画に定められた必要定員総数を超えて開設することはできません。新設については、各市町が整備計画において事業者を選定するので、新設を希望する場合はあらかじめ各市町の介護保険主管課に相談してください。

しかし、例外として、医療療養病床、介護療養病床、介護老人保健施設（※）（以下これらを「療養病床等」という。）が、その病床数を減少させるとともに、減少させた療養病床等の病床数の範囲で介護医療院を開設する場合（以下「転換」という。）には、介護保険事業計画の必要定員総数とは関係なく、介護医療院を開設することができます。

ただし、上記例外は、あくまで療養病床等の転換を促すための措置であるため、療養病床等以外の施設を介護医療院に転換する場合は、「新設」と同じ扱いを受けることとなりますので御注意願います。

※H18.7.1～H30.3.31の間に医療療養病床又は介護療養型医療施設から転換して許可を受けた施設に限る。

また、介護療養病床については、令和5年度末の廃止期限までの円滑な移行を促す観点から、令和3年度報酬改定により、令和6年4月1日までの移行計画を半年ごとに許可権者に提出することが求められました。期限までに提出がされない場合、基本報酬から所定単位数が減算（「移行計画未提出減算」となりますので、御注意願います。

3. 転換の場合の基準緩和について

既存施設からの転換の場合には、転換後の大規模改修までの間、以下のように設備基準等の面で一部の基準が緩和されます。

（基準緩和の例）

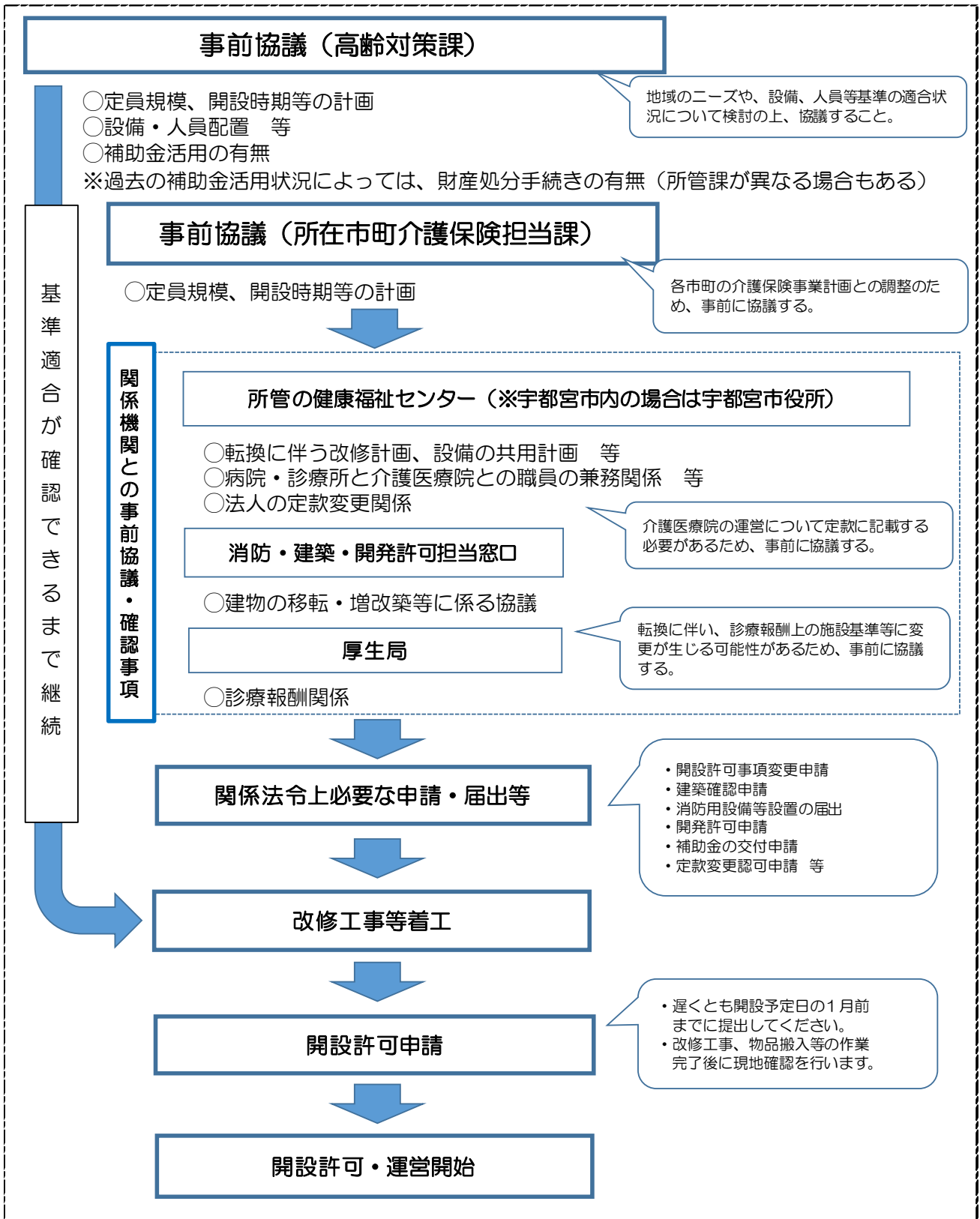
- ・廊下幅：片廊下は1.2m以上、中廊下は1.6m以上
（原則：片廊下は1.8m以上、中廊下は2.7m以上）
- ・療養室：1人あたりの床面積は6.4㎡以上
（原則：1人あたりの床面積は8.0㎡以上）

※廊下幅又は療養室について経過措置の適用を受ける場合は、減算の対象となる場合があります。

4. 介護医療院への転換（開設）手続きについて

介護医療院への転換をする場合の標準的な手続きは以下のフロー図のとおりとなります。

※ケースによっては手順の有無や順番が異なる場合があります。



※なお、開設許可申請に係る手続きの詳細・留意事項については、栃木県 HP に「ガイドブック」を掲載しておりますので、事前に御確認ください。

【栃木県公式 HP】

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/welfare/koureisha/kaigohoken/1184039175243.html>
ホーム > 福祉・医療 > 高齢者 > 介護保険 > 事業者の方へ（各種手続き、指導監査等） > 介護保険事業所の指定、変更、更新、休廃止等の手続き

5. 転換（開設）に係る助成金の活用について

療養病床等から介護医療院に転換する場合、設備改修等のための費用について助成金の利用が可能です。ただし、年度ごとに協議・申請の時期が限定されますので、お早めに御相談いただくようお願いいたします。

【参考：転換に関する助成金】

助成金の交付	介護療養型医療施設を介護医療院等に転換した場合の費用を助成。（地域医療介護総合確保基金） ※ 介護療養型老人保健施設から介護医療院に転換した場合も対象とする。
	医療療養病床を介護医療院等に転換した場合の費用を助成。（病床転換助成事業）

6. 介護医療院に関する各種基準等について

介護医療院に関連する基準・通知等としては以下のようなものがありますので、転換を検討するにあたって事前に御確認ください。

（指定基準関係）

- 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
（平成 31 年栃木県条例第 2 号）
- 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
（平成 30 年 1 月 18 日 厚生労働省令第 5 号）
- 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について
（平成 30 年 3 月 22 日 老老発 0322 第 1 号）

（介護報酬関係）

- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
（平成 12 年厚生省告示第 21 号 別表 4 介護医療院サービス）
- 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等
（平成 27 年厚生労働省告示第 94 号）
- 厚生労働大臣が定める基準
（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）
- 厚生労働大臣が定める施設基準
（平成 27 年厚生労働省告示第 96 号）

（その他通知等）

- 介護医療院を開設できる者について
（平成 30 年 3 月 30 日 老発 0330 第 14 号）
- 介護医療院に関して広告できる事項について
（平成 30 年 3 月 30 日 老老発 0330 第 1 号）
- 病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について
（平成 30 年 3 月 27 日 医政発 0327 第 1 号・老発 0327 第 6 号）

※なお、これらの基準等について、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社等が厚生労働省からの委託を受け、介護医療院開設を目指す事業者向けに「介護医療院開設に向けたハンドブック」を作成し、わかりやすくまとめていますので、ご活用ください。

厚生労働省の介護医療院公式サイトから閲覧することができます。

（厚生労働省 介護医療院公式サイト 関連情報のご紹介：

<https://kaigoiryuin.mhlw.go.jp/reference/>）

7. その他

介護医療院に関する各種情報は、厚生労働省の HP で確認できます。必要に応じて活用してください。

- 厚生労働省 介護医療院公式サイト **NEW**

<https://kaigoiryuin.mhlw.go.jp/>

- 厚生労働省 HP 介護医療院について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000196478.html>

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>介護保険制度の概要
>介護医療院について